

募集要項（案） 4 (2) 「キ 建設工事」記載内容について

キ 建設工事

- (7) 購入者は、売買物件の引渡しを受けた後、建設工事（本館の改修工事、附属建物の解体撤去工事、その他提案内容に係る工事をいう。以下同じ）を行い、売買物件と附属建物（附属建物は解体撤去が完了するまで）は、購入者の費用負担により維持管理しなければなりません。
- (イ) 購入者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、函館市建築基準条例（昭和 35 年 3 月 31 日条例第 10 号）、函館市建築基準法施行細則（昭和 48 年 6 月 1 日規則第 19 号）その他関係法令等（法律、政令、省令等）および市の条例等（条例、規則等）を遵守し、建設工事を適切に行わなければなりません。
- (ウ) 2 (3) カにより提出した企画提案書に基づき、売買物件の引渡しの日から 2 年以内に本館の改修工事に着手しなければなりません。
ただし、購入者の責めに帰することのできない事由等により、期限までに着手することができない場合は、この限りではありません。
また、本館の改修工事に着手したときは、その事実を証する資料を添えて、速やかに書面により巻末の担当部課に報告してください。
- (エ) 1 (4) イに記載のとおり、「道南青年の家」時代の改修前から残る歴史的・文化的価値を有するものが発見される可能性がありますので、本館の改修工事の実施設計に着手する前に当該改修工事のために実施した調査の結果を巻末の担当部課に提出してください。
また、本館と附属建物との接続状況についても、同様に調査結果を提出してください。
なお、当該調査の結果、歴史的・文化的価値を有する可能性のあるものが発見された場合には、企画提案書の内容に影響しない範囲で、本館の改修工事の内容の修正について協議を行う場合があります。
また、建設工事の実施設計の内容と企画提案書の内容との整合性について、あらかじめ巻末の担当部課の確認を受けるものとします。
- (オ) 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認済証または同法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の交付を受けたときは、それらの写しを市に提出してください。
- (カ) 建設工事が完了したときは、その事実を証する資料を添えて、速やかに書面により巻末の担当部課に報告してください。
- (キ) 建設工事に伴う騒音や振動、電波障害等の問題が生じた場合は、購入者の責任において適切に対応してください。